

特定非営利活動法人市民活動フォーラムみのお 定款

目次

- 第1章 総則（第1条—第5条）
- 第2章 会員（第6条—第11条）
- 第3章 役員（第12条—第18条）
- 第4章 総会（第19条—第28条）
- 第5章 理事会（第29条—第37条）
- 第6章 資産および会計（第38条—第50条）
- 第7章 顧問等（第51条・第52条）
- 第8章 事務局（第53条・第54条）
- 第9章 定款の変更および解散（第55条—第57条）
- 第10章 雜則（第58条・第59条）

附則

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人市民活動フォーラムみのおという。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を大阪府箕面市内に置く。

(目的)

第3条 この法人は、地域に根ざした市民活動・市民事業の自律的発展を促すために、市民・行政・企業との協働のもと、さまざまな支援を行い、市民社会の確立と魅力ある地域社会の創造に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は前条の目的を達成するために、特定非営利活動促進法第2条別表第3号の掲げる「まちづくりの推進を図る活動」および第12号に掲げる「特定非営利活動を行う団体の運営または活動に関する連絡、助言、援助の活動」を行う。

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る次の事業を行う。

- ① 市民活動を行う個人および団体の運営・活動に関する連絡、相談、啓発、支援を行うこと。
- ② 市民活動に関する人材育成を行うこと。
- ③ 市民活動に関する情報を収集し、提供すること。
- ④ 市民活動の促進に関して調査研究、政策提言を行うこと。
- ⑤ 市民活動を促進するための社会的な環境の整備をすること。
- ⑥ 市民活動センターの管理運営を行うこと。
- ⑦ 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するため、必要な事項。

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種類とし、正会員をもって特定非営利活動促進法上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人または団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業に賛助するために入会した個人または団体

(入会)

第7条 この法人の正会員および賛助会員として入会しようとする者は、理事会が定める入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

2 理事長は、前項の入会申込書の提出があったときは、正当な理由がない限り認めなければならない。この場合において、入会を認めないときは、理由を付した書面で本人に通知

しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(退会)

第9条 会員は、退会届を理事長に提出して任意に退会することができる。

2 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

(1) 本人が死亡し、または会員である団体が消滅したとき。

(2) 会費を1年以上滞納し、相当の期間を定めて催告してもこれに応じず、理事会で支払いの意思がないと認定したとき。

(3) 次条の規定により、除名されたとき。

(除名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において、出席した会員の三分の2以上の議決により除名することができる。この場合において、当該会員に対して議決前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款または規則に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第11条 会員が納入した会費およびその他の拠出された金品は、その理由を問わず返還しない。

第3章 役員

(種類および定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上20人以内

(2) 監事 1人以上3人以内

2 理事のうち、1人を理事長とする。

3 理事のうち、2人以内を副理事長、1人を専務理事、3人以内を常務理事とすることができる。

(選任)

第13条 理事および監事は、正会員、賛助会員および学識経験を有する者のうちから総会で選任する。

2 理事長、副理事長、専務理事および常務理事は、理事の互選で定める。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、または当該役員並びにその配偶者および3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事またはこの法人の職員を兼ねてはならない。

5 総会が招集されるまでの間において、補欠のため理事を緊急に選任する必要があるときは、前項の規定にかかわらず、理事会の議決を得て、これを行うことができる。この場合においては、その理事会開催後最初に開催する総会において承認を受けなければならない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を統括する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるときまたは理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会で定める順序により、その職務を代行する。

3 専務理事は、理事長および副理事長を補佐して、日常の業務を総括処理する。

4 常務理事は、理事会の定めるところにより、日常の業務を分担処理する。

5 理事長および副理事長ともに事故があるときまたは欠けたときは、専務理事・常務理事の順序によって、その職務を代行する。

6 理事は、理事会を構成し、法令およびこの定款並びに総会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

7 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務または財産に関し不正の行為または法令若しくはこの定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、総会または所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要があるときは、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況またはこの法人の財産の状況について理事会または総会に出席し、意見を述べること。

(任期)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、補欠および増員により選任された役員の任期は、前任者および現任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、その任期が満了した後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

4 やむをえない理由で辞任する場合、理事会の議決により辞任することができる。

(欠員補充)

第16条 理事または監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、これを解任することができる。ただし、総会において当該役員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があつたとき。

(報酬および費用弁償)

第18条 役員には、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を支給することができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 報酬および費用弁償に関して必要な事項は、理事会が定める。

第4章 総会

(種別)

第19条 この法人の総会は、通常総会および臨時総会の2種類とする。

(構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第21条 総会は、次の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画および收支予算の決定並びにその変更
- (5) 事業報告および收支決算の承認
- (6) 役員の選任および解任
- (7) 会費の額
- (8) 前各号に掲げるもののほか運営に関する重要事項

(開催)

第22条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき。

- (2) 正会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面で開催の請求があったとき。
- (3) 監事が第14条第7項第4号の規定により招集したとき。

(招集)

第23条 総会は、理事長が招集する。ただし、前条第2項第3号の規定による場合は、監事が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号および第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を開かなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所および議決事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第24条 総会の議長は、総会において出席した正会員のうちから選出する。

(定足数)

第25条 総会は、正会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第26条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の過半数の同意があった場合は、この限りではない。

- 2 総会の議決事項は、この定款で定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議決に加わることができない。

(書面表決等)

第27条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ書面をもって表決し、または他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

- 2 会議に出席できない正会員が前項の代理人に表決を委任するときは、その旨を証する書面を議長に提出しなければならない。
- 3 第1項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

- (1) 会議の日時および場所
- (2) 正会員の現在数
- (3) 会議に出席した正会員の数、会議において書面により表決した者および正会員に表決を委任した者の数
- (4) 審議事項
- (5) 議事の経過の概要および議決の結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、その会議において出席した正会員のうちから選任された議事録署名人2名以上が議長とともに、署名押印しなければならない。

第5章 理事会

(構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

- 2 監事は、必要があると認めるときは、理事会に出席し、意見を述べることができる。

(権能)

第30条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) 長期借入金その他新たな義務の負担および権利の放棄

(4) 前3号に掲げるもののほか、総会の議決を要しない業務の執行に関する事項
(開催)

第31条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の3分の1以上の理事から会議の目的を記載した書面によって開催の請求
があったとき。

(3) 監事1人以上から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。

(招集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号または第3号の規定による請求があったときは、その日から14
日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および議決事項を記載した書面をも
って、少なくとも5日前までに理事および監事に通知しなければならない。

(議長)

第33条 理事会の議長は、理事長をもって充てる。ただし、第31条第2号の理事の請求
または同条第3号の監事の請求により招集された理事会の議長は、出席理事の互選で定め
る。

(定足数)

第34条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

(議決等)

第35条 理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ通知した
事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の過半数の同意があった
場合は、この限りではない。

2 理事会の議決事項は、この定款に定めるもののほか、出席した理事の過半数をもって決
し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事会の議決事項について、特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることが
できない。

(書面表決等)

第36条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ書面をもって
表決し、または他の理事を代理人として表決を委任することができる。

2 会議に出席できない理事が前項の代理人に表決を委任するときは、その旨を証する書面
を議長に提出しなければならない。

3 第1項の場合における前2条の規定の適用については、その理事は理事会に出席したも
のとみなす。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、これを保存しな
ければならない。

(1) 会議の日時および場所

(2) 理事の現在数

(3) 会議に出席した理事の数、会議において書面により表決した者および理事に表決を委
任した者の数

(4) 審議事項

(5) 議事の経過の概要および議決の結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、その会議において出席した理事のうちから選任された議事録署名人2名以
上が議長とともに、署名押印しなければならない。

第6章 資産および会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次のものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第39条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

(経費の支弁)

第40条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、特定非営利活動促進法第27条各号に掲げる原則に従って行われなければならない。

(会計区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

(事業計画および予算)

第43条 この法人の事業計画および収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を得なければならない。これを変更するときも同様とする。

(長期借入金)

第44条 この法人が長期の借入れをしようとするときは、理事会の議決を経なければならぬ。

(暫定予算)

第45条 理事長は、前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算に基づく収入支出とみなす。

(予備費の設定および使用)

第46条 予算の超過または予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を得なければならない。

(予算の追加および更正)

第47条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加または更正をすることができる。ただし、その理事会開催後最初に開催する総会において承認を受けなければならない。

(事業報告および決算)

第48条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表および財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、3ヶ月以内に理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

(剰余金)

第49条 決算上剰余金を生じたときは、次の事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第50条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第7章 顧問等

(顧問)

第51条 この法人に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、この法人の運営その他に関し、理事の諮問に応じ、意見を述べるものとする。
- 3 顧問は、学識経験のある者のうちから、理事会が委嘱する。
- 4 顧問の任期は、2年とする。
- 5 その他顧問に関して必要な事項は、理事会が定める。

(委員会等)

第52条 この法人の運営上必要があるときは、理事会の議決により委員会等を置くことができる。

- 2 委員会等の組織、委員の選出方法その他の運営に関する必要な事項は、理事会が定める。

第8章 事務局

(事務局)

第53条 この法人の事務を処理させるため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長と所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事のうちから理事会で選任する。
- 4 事務局の職員（事務局長を除く）は、事務局長の意見を聴いて、理事長が任免する。
- 5 事務局の組織および運営に関する事項は、理事会が定める。

(書類および帳簿の備え置き)

第54条 理事長は、次に掲げる書類を作成し、常に事務所に備え置かなければならない。

- (1) 前事業年度の事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書その他決算に関する書類
- (2) 役員名簿および役員の異動に関する書類
- (3) 定款
- (4) 総会および理事会の議事録
- (5) 会員名簿および会員の異動に関する書類
- (6) 収入および支出に関する帳簿および証拠書類

- 2 理事長は、前項の書類について会員および利害関係人から閲覧の請求があったときは、正当な理由がない限り、これに応じなければならない。

第9章 定款の変更および解散

(定款の変更)

第55条 定款を変更するときは、総会において、出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、特定非営利活動促進法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて、所轄庁の認証を得なければならない。

ただし、特定非営利活動促進法第25条第6項の規定による「軽微な事項に係る定款の変更」の場合は、総会において出席した正会員の過半数をして決し、変更することができる」とする。

- 2 前項の軽微な事項に係る定款の変更を行った場合には、速やかに所轄庁にその旨を届け出なければならない。

(解散)

第56条 この法人は、次に掲げる事由によって解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産
 - (6) 所轄庁による認証取り消し
- 2 この法人が前項第1号の事由により解散するときは、正会員総数の4分の3以上の多数による議決を経なければならない。
 - 3 第1項第2号の規定に基づき解散する場合は、所轄庁の認証を得なければならない。

(残余財産の処分)

第57条 この法人が解散した場合（合併および破産の場合を除く）における残余財産は、総会で定めた社団法人、財団法人、社会福祉法人または特定非営利活動法人に寄附するものとする。

第10章 雜則

(委任)

第58条 この定款の施行に関して必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が定める。

(公告)

第59条 この法人の公告は主たる事務所に掲示するほか、官報においてこれを行う。

附 則

- 1 この定款は、法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、第13条第1項から第3項の規定にかかわらず、次に掲げるものとする。その任期は第15条第1項の規定にかかわらず、成立日から平成16年6月30日までとする。

理事長	直田 春夫
副理事長	石橋由紀子
理事	稻井 信也
同	櫻井あかね
同	末光 時枝
同	須貝 昭子
同	高田 浩行
同	日永田 実
同	日比野昌弘
同	藤田（高橋） 祐子
同	丸岡 康一
同	森 綾子
同	八東 庸子
同	山内 直人
監事	石倉 則雄
同	田 忠
- 3 この法人の設立当初の事業計画および収支予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 4 この法人の設立初年度の事業年度は第50条の規定にかかわらず、成立日から平成15年3月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の会費の額は、第8条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

(1) 正会員個人	年額 一口 3,000円
正会員団体	年額 一口 5,000円
(2) 賛助会員	年額 一口 10,000円